

【景観法等に規定される各区域共通の届出を要しない行為】

- 一．非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 二．地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 三．水面下における行為
- 四．仮設の工作物の建設等
- 五．次に掲げる木竹の伐採
 - ア．除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ．枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ．自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ．仮植した木竹の伐採
 - オ．測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 六．通常管理行為で景観法施行令第8条第4号ロ及びハに規定される行為
- 七．屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次のいずれかに該当するもの
 - ア．建築物の存する敷地内で行う行為であり、高さ1.5メートル以下のもの
 - イ．漁港区域内の養殖用作業施設、荷さばき所、野積場内における堆積
 - ウ．港湾法区域内の荷さばき地内、野積場、貯木場内における堆積
 - エ．都市計画法区域内の工業地域、工業専用地域の区域内における堆積
 - オ．堆積の期間が90日以下のもの
- 八．法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 九．国の機関又は地方公共団体が行う行為

(※注) 届出対象となる規模の行為については、事前に協議しなければならない。
- 十．次の法令に基づき規定された行為、又は、許可、認可、届出等を要する行為
 - ア．文化財保護法、島根県文化財保護条例、松江市文化財保護条例
 - イ．都市計画法（地区計画等に定められた事項）

(※注) 景観計画に定められた景観形成基準が、地区計画等に定められている景観形成基準と同一な場合、その届出対象行為は適用除外

ウ. 屋外広告物法

エ. 島根県立自然公園条例

オ. 松江市緑化及び自然環境の保全に関する条例

十一. 景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により
行う行為

ア. 景観地区及び準景観地区

イ. 景観重要建造物

ウ. 景観重要公共施設

エ. 景観農業振興地域整備計画

オ. 自然公園法

十二. 土地改良事業、土地区画整理事業

十三. 既着手行為（平成 19 年 3 月 31 日までに着手している行為（ただし、東出雲町区域については、平成 25 年 3 月 31 日までに着手している行為））